

連結財務諸表と真実性

若 杉 明

1. 問題の提起

わが国において連結財務諸表制度が証券取引法による企業内容開示制度として実施され始めて以来18年の歳月が流れるにいたった。この18年間に、日本の会計制度をめぐる内外の環境状況には著しい変化がみとめられる。一方連結財務諸表制度をとりまく、変化してやまない環境条件と、他方ひとたび制定されると固定化する性格をもつ連結財務諸表原則、同規則等の会計基準およびこれに基づく連結会計実践とは、時の経過につれて徐々に乖離してゆく傾向をもつ。この乖離の状況には、絶えず識者の眼が注がなければならない。さもなければ連結財務諸表制度は時代の流れに取り残されて、その社会的意義を失うおそれがあるからである。

この制度の発足後、現在にいたるまでに、乖離をうめて、この制度の活性化をはかるために、数々の措置がこうぜられてきた。すなわち持分法の適用、連結の範囲の決定に係る重要性原則への利益基準等の追加、セグメント情報の連結情報への導入、これまで添付書類として取扱われてきた連結財務諸表の財務諸表本体への組入れなどがそれである。このように今日にいたるまでに、この制度には数々の修正が加えられてきたけれども、これによって環境状況の変化に対応した改正がすべて終了したというわけではなく、今なお検討を加える必要のある問題は数多く残されているのが実情である。いわく商法への連結決算制度の導入の可否、連結納税制度

の確立等々である。このような今後の課題として残されているものの中で、本稿ではとくに、連結財務諸表制度の基礎概念の一つとしての連結財務諸表と個別財務諸表との関連を真実性の原則に係わらせて考察することにしたい。次にこのようなテーマのもつ問題性について述べることにしよう。

わが国の制度会計においては、周知のように、真実性の原則が会計規範の頂点に立つ概念として重視されている。個別財務諸表作成の会計基準としての企業会計原則においては、一般原則の第一原則として、企業の財政状態および経営成績に関して、真実な報告を提供すべきことが要請されている。会計の作り出す財務諸表はこのようにして真実性の要請を満たしたものでなければならないわけであり、その場合真実とは自然科学的意味合いでの絶対的なものではなく、相対的真実であると解されている。ここで、財務諸表の相対的真実性とは、一般に公正妥当と認められた会計基準に従い、会計担当者の合理的判断に基いて会計処理を行った結果として算定された会計測定値の集合に認められる特性であるということができる。より具体的にいうならば、企業会計原則における正規の簿記の原則以下の諸原則・手続に従って作成された企業の経営成績や財政状態を表示する財務諸表をもって相対的に真実な財務諸表とみなすのである。

一般に認められた会計基準としての企業会計原則においては、1つの会計事実につき、2つ以上の会計処理や開示の方法が認められており、

企業は業種、経営規模、経営方針、企業をめぐる諸条件に照らしてもっとも妥当な会計方針を選択適用することができるようになっている。しかしながら一度採用した会計方針は正当な理由がない限り、これを継続適用することが要請され、これによって利益操作等を意図した恣意的な変更を禁じて、財務諸表の相対的な真実性を保証しようとする。したがって個々の企業は自らにもっとも適合する会計方針の組合せを選び、用いるところから、各企業の作成する財務諸表上の会計数値のよって立つ基礎はそれぞれに相違しているのが現実である。

財務諸表を用いた企業間の分析・比較にさいしては、それぞれの財務諸表上の数値はそのまま用いて分析・評価が行われる。それは、分析者の立場からは、会計方針を異にする比較対象企業の会計数値を同一会計方針をもって修正することが実践上不可能に近いことが、その理由の1つとしてあげられる。またそれぞれの企業が自らの事情に照らしてもっとも妥当であると判断して選択適用した会計方針に従って作成された財務諸表は、真実性の要請を満たしたものであるから、これをそのまま分析・比較することが適切であるという考え方が基礎にあるともいえよう。

ところで連結財務諸表について、真実性の要請はどのように規定されているのであろうか。連結財務諸表原則（以下「連結原則」と略称する）は、連結財務諸表の目的を「連結財務諸表は、支配従属関係にある2以上の会社からなる企業集団を単一の組織体とみなして、親会社が当該企業集団の財政状態及び経営成績を総合的に報告するために作成するものである。」としている。これを単一組織体の原則という。そしてさらに「連結財務諸表は、企業集団の財政状態および経営成績に関して真実な報告を提供するものでなければならない。」として真実性の原則が明記されている。つまり連結財務諸表は単一組織体としての企業集団に関する真実な報告でなければならないとする。

そしてこのような真実な財務諸表は、「親会社および子会社が一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成した個別財務諸表を基礎として作成されなければならない。」ことになっている。これを個別財務諸表基準性の原則、略して基準性の原則と称する。単一組織体に関する真実な連結財務諸表は、一般に認められた会計基準に準拠して作成された個別財務諸表を基礎として作成されなければならないのである。ここで一方企業集団を構成する個々の企業の財務諸表の真実性と、他方、単一組織体としての企業集団に関する連結財務諸表の真実性および基準性の原則とが密接なかかわりをもつことになる。そこで問題となるのは、それぞれの諸事情に照らして選択され、もっとも妥当な会計方針に従って作成された真実な個別財務諸表を基礎とする単一組織体たる企業集団の連結財務諸表は、それぞれ異なる会計方針に従って会計処理された結果である異質な会計数値の集合としての性格をもつものであるが、これをもって真実性の原則が満足せしめられうるか否かということである。一方、単一組織体の財務諸表であるからには、企業集団の構成員たる親会社および子会社が同一の会計方針に従った会計処理を行ってえた同質の会計数値をもって連結財務諸表を作成することが、真実性原則に沿うものであるという考え方が存在する。他方、これに対して、個別財務諸表は一般に認められた会計基準から各企業の選んだ会計方針を基に作成されたときに真実性を満たすものであるから、これらをそのまま連結することによってのみ連結財務諸表は真実性をもつことができるといふ主張が成立する。

この問題について、連結原則は「子会社が採用する会計処理の原則及び手続は、できるだけ親会社に統一しなければならない。」として、親・子会社の会計処理の原則手続を同一化することを要請する。これは上述の2つの考え方のうち、前者の側に立つものと受取られよう。だが、「できるだけ」という語によってわかるよ

うに、親・子会社の会計処理原則等をすべて統一せよとはしていない。すなわち、上述の2つの考え方の後者にも配慮していることがうかがわれるのである。

本稿では、以上に述べた問題が真実性という連結財務諸表の本質に係るきわめて重要なものであるところから、この問題をめぐる2つの基本的な考え方について検討を加えることにしたい。そこで、まず、最初に、この問題を論ずる上で前提となる、そして行論の上で指針となる基礎概念について述べておきたい。次いで、親・子会社の個別財務諸表の連結にさいして重要な意義をもつ、上記2つの考え方、すなわち連結の基礎をなす個別財務諸表が、同一の会計方針に従うべきか、もしくはそれぞれ独自の会計方針によるべきかの問題について検討を加えたい。そして最後に、これらの論述をふまえてこの問題についての筆者の私見を述べたいと思う。本稿で取扱うテーマは、連結会計実践の今後の在り方に影響を及ぼす重要な問題であり、また会計の領域に生じている国際化の大きなうねりの中で処理されていかなければならないものであることを念頭において、議論を展開してゆきたいと考えている。

2. 連結財務諸表に関する基礎概念

連結財務諸表をめぐる基礎概念は種々あるが、ここでは本稿のテーマに直接関連のあるものに限って取扱うことにしたい。ここで取あげられるものは、連結財務諸表の用途、比較可能性、連結会計単位たる単一組織体、計算経済性といった諸概念である。

連結財務諸表制度はわが国の制度会計においては、証取法会計に組込まれている。証取法会計においては、有価証券届出書や有価証券報告書によって企業内容開示が行われる。その意図は企業への投資をよびかけ、投資者を募り、既存の投資者の存続を誘うことを目的として、投資意思決定に必要な企業情報を提供することにある。潜在的な企業への投資者は、この情報を

用いて、当該企業への投資がリスクが少なく有利であるか否かを、また現投資者は投資を継続することが依然として好ましいものであるかどうかを判断する。開示される情報は、このような経済的意思決定目的に適合し、有用性をもつことが要請される。

個別企業や企業集団の収益力、成長性、経営能力等を評価して、投資意思決定、融資意思決定、信用能力の判定等を行うにあたっては、個別財務諸表や連結財務諸表を単独で分析・評価するだけではなく、時系列的に過去の年度との期間比較を行ったり、他の個別企業や企業集団との比較考察、すなわち企業間または企業集団間の比較を行うことが有効である。同一企業また企業集団の期間比較を行う場合には、財務諸表の作成にさいして準拠すべき会計方針の継続適用がその前提となる。すなわち個別企業や企業集団が採用した会計方針を每期継続して適用することによって、期間的比較の可能性が保証される。

これに対して個別企業間の、または企業集団間の比較を行うにあたっては、これらの企業の採用する会計方針の共通性に基く会計数値の同質性が問題とされる。個別企業間の比較にさいしては、比較対象とされる企業が同一の会計方針に従って会計処理を行ない、共通の開示方法が採用されるべきか否かが問われなければならない。企業集団間の比較にあたっては、まず企業集団を構成する親会社および子会社が共通の会計方針に従うべきかどうか議論の対象とされる。ついで数は限られているが、連結手続自体も選択適用できるように、2つ以上の方法ないし選択肢が設けられているので、親会社が採用した連結手続が比較考察される企業集団間で共通でなければならないかどうか問題とされる。このようにして財務諸表の比較可能性は、個別企業や企業集団の採用する会計方針をめぐって論議されなければならない。

先に述べたように、連結原則によれば、連結財務諸表は親・子会社から成る企業集団を単一

組織体とみなし、これについて作成される。ここに単一組織体とは何か問題とされよう。これについてとくに異なる見方はないと思われるので、次のように解するのが妥当であると思われる。個別企業が事業部や部門を構成要素とする単一の組織体であることには何ら異論はあるまい。これと同様に企業集団も、親会社や子会社を個別企業における事業部や部門のように構成要素とする1つの組織体であるとみなすのである。実際には、親会社も子会社も法律上は独立の企業として取扱われており、それぞれが経営上も会計上も主体をなしている。しかしながら親会社が子会社に対して経営上の支配力を有し、子会社は親会社の経営戦略上の意思決定に従って経営され、指導されているところから、法律の定めとは別に、親・子会社からなる企業集団はあたかも一企業であるかのように経営されているのが実情である。かくして企業集団全体が実質的には個別企業と同様に機能するところから、一個の組織体として扱われる。ここにおいて単一組織体であるが故に、これを構成する親・子会社は同一の会計方針に従うべきとする意見とそうでない意見とが相対立ことになる。

企業の経営活動は種々の行動規準に従って実施され、その中の1つに経済性原理がある。経済性原理とは、周知のように、限られた資源を、それをもっとも必要とする用途に適正に配分し、有効に利用しようとする考え方である。したがって、一定の目的活動の遂行にあたっては、それに伴う諸犠牲をできるだけ小さく抑えつつ、得られる成果を大ならしめようとする費用と効果との関係の有利化を要請する。勿論企業の行動規準は単一ではないので、経済性だけが、他の行動規準に優先して適用されなければならないというものではなく、他の規準と抵触するような場合には、諸規準の適用にさいしてそれらの間で調整がはからなければならない。

企業活動が経済性原理に貫徹されなければならないからには、企業活動の1つである会計に

さいしてもそれはそのまま妥当すべきものである。すなわち会計活動の実施にあたっては、一定の成果をあげるための犠牲である時間、手間、経費等をできる限り小さく抑えることが要請されなければならない。これを計算経済性とよぶことにする。財務会計は法規や会計基準によって、実践が強制されている。企業活動の一環として、これが実施されるにあたっては、生産、販売、研究活動等の諸活動とまったく同様に、会計にも計算経済性が適用されなければならない。連結財務諸表制度においても、計算経済性は会計行動規準として尊重されなければならないことは言うまでもない。重要性原則は、その具体例であり、連結原則において随所にとりいれられている。

3. 連結財務諸表と個別財務諸表との関係についての考え方

連結財務諸表の真実性を求めて、連結財務諸表と個別財務諸表の基礎をなす会計方針の在り方をめぐり、本章の冒頭で述べたように、理論的に対立する2つの考え方があげられる。その一は、個別財務諸表の基礎にある会計方針が、親会社のそれと子会社のそれとで異なっているが、親・子会社の個別財務諸表はそのまま連結するのが妥当であるとするものである¹⁾。その二は、親・子会社で個別財務諸表の基礎にある会計方針が異なるときは、親会社の会計方針に子会社のそれを一致せしめて、同一の会計方針に従った個別財務諸表を連結すべきであるとするものである。後者はさらに次の2つのものに分類することができる。第一は、親・子会社の会計方針を予め統一化しておき、同一の会計方針を企業集団に属する全企業に適用するものである²⁾。第二は、個別財務諸表を作成する段階では、親・子会社それぞれが独自の会計方針に従い、連結にさいして、子会社の財務諸表を親会社の会計方針に合せて修正し、連結決算を行うものである³⁾。本節ではこれら3つの種類の考え方につき、それぞれの特質について検討を

加えることにしよう。

親会社、子会社を問わず、企業ごとに独自の会計方針を定め、これに従って作成された個別財務諸表をそのまま連結することを妥当とする説によれば、次のような基本的な考え方がとられる。企業集団を構成する個々の企業が、一般に公正妥当と認められた会計基準の中から、業種、経営規模、経営能力、企業をめぐる環境状況等に照して、最も妥当と判断される会計処理および開示の方法を選択適用して作成した個別財務諸表は相対的真実性の要請を満たしたものである。子会社の個別財務諸表が一般に認められた会計基準に従って作成され、真実なものであるならば、同様に作成された親会社の財務諸表が準拠した会計処理基準等と子会社のそれとが異なるものであっても、これら真実な個別財務諸表を基礎として作成された連結財務諸表も真実かつ適正であると考えるのである。したがって子会社のすべてが親会社と同一の会計方針に従って個別財務諸表を修正し、それらをもって連結をする必要はない。むしろ子会社の財務諸表を親会社の会計方針に従って修正したものは、真実性にもとるものであり、したがってこれを連結することは適正を欠き、真実性の原則に反するものとみなされる。

以上のごとき考え方は、一企業における個別財務諸表の作成にあたって、同一のまたは類似の会計事実につき、2つ以上の会計処理法の採用が認められている現行のわが国の会計基準によって支持することができる。たとえば棚卸資産についてみればその種類によって異なる棚卸方法を選択適用することが認められている。原材料に先入先出法を適用し、半製品に平均原価法を適用するというごとくである。また原材料をその性質によって細分し、たとえば価格変動の著しいものには後入先出法を、価格の安定的なものには先入先出法を、重要性の乏しいものには総平均法を適用するという選択方針も認められている（企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書 第4「棚卸資産の評価

について」二 取得原価基準、1 費用配分（原則）。また海外子会社についてみると、わが国の会計基準と海外のそれとで異なる点が少なくない。このような場合においても、海外の国々の異なる会計方針に基づいて作成された海外子会社の財務諸表は適正かつ真実であると認定されるのである。このように一企業の財務諸表においても、同じ会計事実について、2つ以上の会計処理法の併用されることが認められており、また国によって会計基準が異なっているにもかかわらず、それによって財務諸表の適正性や真実性が否定されることはない。

以上に述べたように、この第一の考え方によれば、子会社の個別財務諸表が一般に認められた会計基準に従い、当該企業の諸事情に照らして妥当な独自の会計方針によって作成されているならば、親会社の会計方針と一致していない場合でも、親・子会社の連結は適正とされ、連結財務諸表は真実なものとされる。異なる会計方針に基づいて会計処理された結果としての会計数値は異質なものであるとするならば、異質な会計数値を連結するものであっても、個別財務諸表が一般に認められた会計基準に準拠した会計方針に基づいて作成されているという条件を満たす限り、連結財務諸表の真実性は保証されることになる。

この考え方によれば、逆に、会計方針が親会社と子会社とで異なる場合、親会社の会計方針に従って子会社の財務諸表が修正されたならば、それは真実性を失うことになるので、これらを連結した連結財務諸表は真実なものとはいえない。また親・子会社からなる企業集団が単一の組織体だからといって、子会社の財務諸表をその企業特性を無視して、親会社の会計方針に従って修正することは、形式を実質に優先せしめることになり、連結財務諸表が企業集団の経営成績や財政状態の真実な実態を表わすという要請に反するものである。また企業集団に属する多数の子会社の個別財務諸表を修正することは、多くの時間、手間、コストを要し、計算経済性

に照らして問題があるという配慮も、第一の考え方を支える論拠となろう。

この考え方は、端的に言って、個別財務諸表基準性の原則を単一組織体の原理に優先せしめるものといえよう。したがって、これに対しては、会計方針の異なる親・子会社の財務諸表を無修正のまま連結したものは、単一組織体の真実な実態を表わしうるものであるかどうかという批判を受けることになるであろう。

第2の考え方は、連結される個別財務諸表はすべて同一の会計方針に従って作成されたものでなければならないとし、企業集団全体に統一的会計方針を適用するものである。この説によれば、単一組織体の会計は統一的な会計方針に従って実施されるべきであり、それによって親・子会社は同質の会計数値からなる個別財務諸表を作成し、これを連結した財務諸表こそ単一の組織体の経営成績や財政状態の真実な実態を表わすものといえる。これは単一組織体の原理を最重視するものである。この説については、計算経済性には何ら問題はない。

この考え方に対しては、次のような問題が提起されよう。まず業種、経営規模、企業をめぐる環境状況等が企業集団に属する企業ごとに異なる場合に、統一的会計方針をすべての企業に適用することは、個別財務諸表の適正性や真実性をそこなうことになる。たとえば重化学工業と小売業やサービス業とがまったく同一の会計方針を採ることには無理があり、これを強行すれば、どこかに不合理や適正性を欠くものが生ずることになろう。したがって、企業の特性を無視して企業集団内の各企業に統一的会計方針に基づいて作成させた個別財務諸表の真実性には問題があり、これを連結した財務諸表は同質の会計数値から成るものとはいえ、真実性の要請に沿うものかどうかについては疑問の余地がある。

このような問題が生じないためには、統一的会計方針に従って作成されたすべての個別財務諸表が真実かつ適正であり、個々の企業の経営

成績や財政状態の実態を表示しうるものでなければならない。そこで、個々の財務諸表が統一的会計方針に基づいて作成されていて、しかも真実かつ適正であるためには、業績、経営規模、企業をめぐる環境状況等の企業特性が親・子会社すべてについて共通であるという条件が満足されなければならない。このような条件を満たされる企業集団についてのみ、この考え方は問題なく妥当するものといえよう。具体的には、企業集団に属するすべての企業、すなわち親会社、子会社がともに同一の業種に属する場合が考えられる。たとえば、ある業種の企業A社、B社、C社、……、N社がそれぞれ独立の株式会社であり、国内の各地に立地している。そして、これらの会社はA社を親会社とし、B社以下はすべてその子会社であるという関係にあり、親・子会社の経営規模がさほど著しくは相違していない。このような条件下にある企業集団については、統一的な会計方針を定めておき、傘下の全企業にこれを適用し、これに基づき連結決算を行う場合、個別財務諸表も連結財務諸表もともに真実なものといえることができる。

第三の考え方は、個別財務諸表は各企業の特性に照らしてもっとも妥当な会計方針を選択適用して作成し、その連結は子会社の財務諸表を親会社の会計方針に従って修正した後に実施するというものである。親・子会社の個別財務諸表は企業の諸特性を反映した会計方針に従って作成されているために真実かつ適正であるが、個別財務諸表を無修正のまま連結したのでは、単一組織体に関する連結財務諸表は、異質の会計数値から成ることになって、その真実性がそこなわれるとする。この考え方においては、個々の企業の諸特性に即した会計方針に従って作成された個別財務諸表について真実性を認めながらも、連結財務諸表の作成にあたっては、単一組織体の視点を重視して会計数値の同質性に強く配慮する余り、無修正の個別財務諸表の真実性を否定しざる。つまり、第二の説と同様に連結については、何よりも単一組織体の原理

を優先せしめようとするのである。単一組織体の会計数値の同質性は、親・子会社に同一の会計方針を適用して作成した個別財務諸表を連結することによってはじめて保証されるのであって、無修正の個別財務諸表を連結してえられた異質の会計数値から成る連結財務諸表は単一組織体の適正かつ真実な実態を表わすもとはいえないと考えるのである。

第三の説に対しては、次のような問題が提起されるであろう。その一は、親会社の会計方針に従って修正された子会社の財務諸表は真実なものかというかどうかである。なるほど修正を受けることによって個別財務諸表の会計数値は親会社のそれと同質化されることにはなるが、同質化された会計数値は子会社の実態を表わすものかというかいかである。ところで大きな企業集団になると、子会社の数は数百社にのぼることも少なくない。これらの子会社の個別財務諸表を親会社の会計方針に従って修正するならば、ぼう大な手間、時間、コストを要することになる。連結決算にあたりこのように多数の個別財務諸表に修正を加えることは、計算経済性に照らして自ら問題がある。これが問題点の

その二である。修正に要する経済的犠牲が、連結財務諸表の真実性を保証し、その有用性を高める上で十分に償われうるものであるかどうか問われなければならない。前述の第一の考え方の論拠になっている諸要素は、そのまま第三の考え方に対する批判となっている。

以上の3つの説の特質を整理し、一覧表示すれば下表のとおりである。

4. 連結財務諸表の真実性

前節では、個別財務諸表と連結財務諸表との関連の在り方をめぐる3つの説について、その特徴ならびに単一組織体の原則、連結時の会計方針、計算経済性および個別財務諸表の真実性との関係について考察を加えた。その結果これら3つの説には次のような問題のあることが明らかにされた。

第一の説に関しては、個別財務諸表は一般に認められた会計原則に基づく独自の会計方針に従って作成されているもので、真実性の原則に沿ったものといえるが、連結にさいして、親会

	特 徴		単一組織体の原則	連結時の会計方針	計算経済性	真 実 性	
						個別財務諸表	連結財務諸表
第一説	個別財務諸表は、企業の諸特性に従った会計方針により作成。連結時に、子会社財務諸表は修正しない。		連結財務諸表上、会計数値は同質的でない。	親会社と子会社で異なる。	問題ない	問題ない	?
第二説	企業集団に属する全企業に統一的会計方針を適用。連結時の子会社財務諸表の修正は不要。	(1) 統一的会計方針は子会社の諸特性に整合的とはいえない	会計数値は同質的。	全社統一的	問題ない	問題あり	?
		(2) 統一的会計方針は全企業の諸特性に整合的	会計数値は同質的。	全社統一的	問題ない	問題ない	問題ない
第三説	個別財務諸表は、企業の諸特性に従った会計方針により作成。連結時に子会社財務諸表は親会社の会計方針に従って修正。		会計数値は同質的。	親会社と子会社で同一	問題がある	問題ない	?

社の会計方針に従った修正を施すことはない。そのため親会社と子会社とで異なる会計方針に従って求められた会計数値には同質性が認められないが、連結財務諸表の真実性はそれで保証されるか否かが問題とされる。

第二の説については、統一会計方針が子会社の経営上の諸特質に整合的でない場合に、子会社の財務諸表の真実性が問題となる。それに加えて、このような個別財務諸表を基礎として作成された連結財務諸表の真実性にも疑いが生ずる。連結財務諸表は、なるほど、統一的会計方針に従った個別財務諸表を基礎としているので、会計数値の同質性は保たれていると考えられるが、それは形式的なものにすぎないので、その真実性には問題があるのではないか。

第三説については、経営上の諸特質に則した会計方針に従って作成された親・子会社の財務諸表は真実なものであるが、連結にあたって、親会社の会計方針に従って修正が加えられた子会社財務諸表の真実性が問題とされる。したがってかかる子会社財務諸表を親会社のそれと連結した結果である連結財務諸表は同質の会計数値から成るものとはいえ、それは形式的であり、真実性に問題がないというのであろうか。そこで以上の問題点に配慮しつつ、連結財務諸表に関する基礎概念に照らして、個別財務諸表と連結財務諸表のと関連の在り方を真実性の原則の視点から検討することにしよう。

まず第一説にかかわる問題点である子会社財務諸表を独自の会計方針に従って作成し、それを無修正のまま親会社の財務諸表と連結することに関連して、子会社の採用する会計方針が親会社のそれと関りなくまったく自由に選択されているとすれば問題があろう。それは親会社と子会社とで財務諸表作成の基礎となる会計方針に合理的、有機的な共通性を欠くことになって、連結される会計数値間に実質的な同質性が認められないところから、連結財務諸表に真実性や適正性を見出すことができないからである。なおここに「基礎となる会計方針に合理的、有機

的な共通性を欠く」ということは、子会社の会計方針が親会社のそれを全然考慮することなく、自社の経営諸特性だけを考慮して設定されているために、子会社の会計方針と親会社のそれとに、まったく同一ではないとしても、何らかの調和性が在るという状況ではないことを意味している。

第二説に関して、企業集団に統一的に設定された会計方針が親会社の立場を優先させ、子会社の経営諸特性を反映していない場合、子会社の個別財務諸表は適正かつ真実なものとはいいがたいであろう。そしてかかる個別財務諸表を連結することによって作成された連結財務諸表も真実性に欠けるものといわなければならない。このような場合、連結財務諸表が統一的会計方針に従って作成されているが故に、会計数値は同質性をもっているとはいえ、それは実質をともしなわれない形式的なものであって、連結財務諸表の真実性を保証するにいたるものとはいいがたい。

第三の説について、連結にさいして親会社の会計方針に従って修正された子会社財務諸表は、同質の会計数値から成るものであるとはいえ、それは形式的であるにすぎず、適正なものとはいいがたい。子会社がその業種、企業をめぐる諸状況等に照らして独自の会計方針を採用するのがもっとも妥当であるような事項について、親会社固有の事情に応じて設けられた会計方針に従って修正をはかることは、子会社財務諸表の真実性を否定することになりかねないからである。この点は第二説についての批判に相通するものがある。さらに連結にさいしての個別財務諸表の修正手続きは、既述のように、計算経済性の点でも問題があろう。

連結原則において、子会社の採用する会計処理の原則・手続きはできるだけ親会社に統一しなければならないになっているが、その場合の「できるだけ……統一」という要請をここで検討しておきたい。できるだけ統一するというのは、統一化が可能で、合理的であるならば統一

化を行うべきであるが、それが困難であったり、強いて統一することにより、会計処理結果がゆがめられたり、時間、手間、コスト等を多く要するときには、必ずしも統一化を要しないことを意味するものと解される。

親会社と子会社とで、業種、経営規模、企業をとりまく事情等が相違するときには、選択的な会計処理の原則等の中で当該企業にもっともふさわしいものを選び適用することが合理的であり、実践的である。この点で一般的には、親・子会社間の会計処理原則の不一致はむしろ当然のことといわなければならない。これがむしろ個別財務諸表の適正性や真实性を保証する上で不可欠であるといってもよいであろう。これに対して子会社の選択しうる会計処理の原則や手続で、親会社のそれに統一しても何らさしつかえない事項については、親・子会社で同一の会計処理の原則等を最初から採用しておくのが合理的であり、計算経済性の要請にも合致すると思われる。

このようにして、企業集団における会計処理原則や手続の在り方については、第一説の親・子会社でまったく自由に定める方式、第二説の中の親・子会社の経営上の諸特性を無視した統一的会計方針を設定する方式および第三説の子会社の独自の会計方針によって作成された個別財務諸表上の項目で親会社の会計方針と相違するものをすべて連結決算時に修正して連結財務諸表を作成する方式のいずれもが妥当性を欠くものといえよう。

そこで筆者は、子会社の会計方針を次のように、①その経営上の諸特性を反映した独自性の故に、親会社のそれと異なることが積極的に妥当なものおよび②親・子会社で会計方針を共通のものとして定めても、子会社の個別財務諸表が適正性や真实性を失うことのないものと分類して設定することをここに提唱したい。

①については次の諸例をあげることができる。棚卸資産の評価法として、正札販売の行われる小売業における売価還元法、価格変動の危険に

さらされる棚卸資産を常時手持する業種における低価基準、副産物や農産物を扱う業種における修正売価法などがあげられる。減価償却法に関しては、鉱業用設備、航空機、自動車等減価がその利用に比例して発生する固定資産を保有する業種における生産高比例法、取替資産とよばれる軌条、信号機、送電線などの資産を保有する業種の費用配分法としての取替法などが好例である。以上に例示した業種において、これらの資産の評価や費用化にあたってそれら以外の方法を、親会社の会計方針に合わせて採用するようなことがあれば、評価や減価償却などの合理性はそこなわれ、また余計な手間、暇、コストを要することになって計算経済性に反すること著しい。たとえば売価還元法に替えて移動平均法を採用するとか、生産高比例法や取替法に替えて定率法を用いるなどといったたぐいである。

②の親・子会社で共通の会計処理方式を設定して何ら問題のないものとしては、次のような例をあげることができる。すなわち将来の期間に影響する特定の費用（企業会計原則注解・注15）を当期に一括費用化するか、繰延経理するかの選択、および後者の方式による場合の償却年限、債務性のない引当金を計上するか否か、棚卸資産や流動資産たる有価証券の評価法として、取得原価基準をとるか低価基準をとるかの選択等々である。これらの会計処理法の選択は、業種その他の事業特性にほとんど左右されることがないので、親・子会社で同一の方式を採用することが合理的である。

ここに述べたような考え方をとることによって、子会社の財務諸表の適正性が保証されうるとともに、連結財務諸表の真实性を確保することが可能となる。そして、このような形で個別財務諸表と連結財務諸表の真实性が保証されることによって単一組織体の原則に即して会計数値の、形式にこだわらない実質的な同質性が保たれることになる。また、さらに、連結財務諸表システムを企業集団内に構築するさいに親会

社および子会社の会計方針を以上のように設定することにより、連結決算時における子会社財務諸表の、親会社の会計方針に従った修正を行う必要がないので、計算経済性の要請にも問題なく沿うことができよう。

次に財務諸表の比較可能性についてみると、個別財務諸表は以上のような個々の企業の経営上の諸特性を反映した会計方針に従って作成され、真実かつ適正な経営成績や財政状態を示すところから、同様に作成された他の企業の財務諸表との比較可能性に富むものといえることができる。これらの個別財務諸表を基準として作成された連結財務諸表もまた単一組織体としての企業集団の経営成績や財政状態に関する真実な報告を提供するものであるが故に、同様に作成された他の企業集団の連結財務諸表との比較考察に十分に耐えうるものとなる。

連結原則上、連結決算手続についても、数は多くないけれど、選択適用の幅が認められている。したがって、企業集団ごとに連結会計方針が相違することになる。この場合、企業集団ごとにこのような会計方針が相違しているからといって、連結財務諸表間の比較可能性に問題があるとすべきであろうか。企業集団がその事情に応じて妥当と判断した連結会計方針に従って連結決算書が作成されるならば、それは適正かつ真実なもののみならずなければならない。個別企業の財務諸表については、それが独自の会計方針に従って作成され、その企業の真実な経営成績や財政状態を表わしていると判断されるときには、これらの財務諸表の比較可能性は保証される。現在実践されている企業間の比較はこのような認識に基礎づけられている。これと同様に連結財務諸表の企業集団間の比較可能性も、その真実性に基づいて確保されうると判断するのが合理的であるといえよう。

連結財務諸表は、上に提唱した個別財務諸表との間の会計方針の設定の方式によって、その真実性が保証され、それによって比較可能性が担保されることが明らかとなった。このような

財務諸表の比較可能性の確保は、まさにその利用者の経済的意思決定のための有用性を保証することにほかならない。目的遂行のための有用性をもって概念の真実性を判断する立場からするならば、このように財務諸表の真実性は有用性の認識を前提とするものであることから論理的に誘導することができるのである。

5. おわりに

以上本稿では、連結財務諸表の真実性を保証する上で、個別財務諸表との係りを会計方針の在り方を介して追究するというテーマの下に、連結財務諸表の基礎概念、連結および個別財務諸表の関係についての考え方と順次考察を進め、連結財務諸表の真実性を確保するための会計方針の在り方について私見を述べることができた。会計方針の企業集団におけるもっとも望ましい姿は、第二説における第二の方式に示されているものである。しかしながら、それは、きわめて限られた場合にのみ妥当するものであって、企業集団一般にあてはまるものではない。そこで、一般性をもちうる会計方針の在り方を4節において展開しようと試みた。わが国の連結原則上、単一組織体の原則、個別財務諸表基準性の原則、親・子会社の会計方針の統一の要請そして真実性の原則が規定されてはいるが、これらは抽象的な表現に終始し、その適用は解釈にまたなければならない。本稿に展開した筆者の主張は、これに対する具体的な方向づけとしての意義をもつものと考えている⁴⁾。

今日、会計の世界においても国際化が激しく進展している。そのような動きの中で、改訂国際会計基準(1993年)「財務諸表の比較可能性」の趣旨とねらいは、これまでの会計実践に決定的な変化をもたらす可能性をもっている。1つの会計事実について2つ以上の会計処理法が認められている現在会計の特色である可変性(variability)を放棄して統一性(uniformity)に変容しようとするこの試みは、本稿でとりあげた問題にも大きな影響を与えずにはおかない

であろう。まず1つの会計事実について、原則として、1つの会計処理法を認めるという会計基準の設定の仕方は、連結財務諸表に関連しては、個別財務諸表のための会計方針の統一化を志向することから、親会社と子会社の会計方針のちがいを狭め、または解消させる方向に作用する。これは本稿でとりあげた問題の解決を示唆するように思われる。だが、見方を変えるならば、第二説の第一の考え方が議論の対象となったように、これは企業の経営上の諸特質に沿わない会計方針を子会社に採用させることになって、子会社の個別財務諸表の真实性に問題が生ずることになる。すなわち問題が実質的に解決するのではなく、他に移転するにすぎないのである。一方が正されても、他方にひずみが生ずるといえるものである。

会計の領域における問題の生起とその解決は、他の分野においても同様であろうが、決して一筋縄でゆくものではない。1つの問題がかろうじて解決されるや、もうすでに次の問題が芽をふいている。これが人間社会の、のがれることのできない生き様なのであろうか。

注

- 1) この立場に立つ主張の1つとして、次のものをあげることができる。日本公認会計士協会 監査委員会報告第29号「連結財務諸表監査上当面の取扱い」1978年1月10日。
 - 2) この立場に立つ主張は比較的多い。次にそのいくつかをあげておこう。日本の連結財務諸表原則1975年6月24日 第三 一般基準 三「親会社及び子会社の会計処理の原則及び手続」(前掲)。ここでは、既述のように、親・子会社の会計方針はできるだけ統一すべきであるとする。国際会計基準 (IAS) 第三号「連結財務諸表」1976年6月 para. 39。ここでは連結財務諸表の作成にあたっては、企業集団内の会社は、できるだけ統一的な会計方針を採用しなければならないとしながらも、異なる会計方針を採用したときには、これを開示すべきことを要求する。
- イギリスの会計実務基準 (SSAP) 第14号では、企業集団の会計方針について次のように規定している。すなわち「親会社は、連結財務諸表の作成に当って、企業集団内で統一的な会計方針を採用しなければならない。こうした企業集団内部の会

計方針が子会社の財務諸表において使用されていない場合には、連結財務諸表において適当な調整を行わなければならない。」(田中弘著『イギリスの会計基準』1991年、118ページより) この方式は前述の第二の考え方と第三のそれとの折衷方式といえよう。

ドイツ商法第308条「統一的評価」においても、SSAPと同じ趣旨の規定がみられる。すなわち「(1)コンツェルン決算書に組入れられる企業の資産および負債で……コンツェルン決算書に引継がれるものは、親企業の年度決算書に適用しうる評価方法に従って統一的に評価されなければならない。」、「(2)親企業もしくは子企業の資産または負債でコンツェルン決算書に収容されるべきものが、当該企業の年度決算書において、コンツェルン決算書に適用しなければならない方法……とは異なる方法によって評価されていたときは、……コンツェルン決算書に適用される評価方法に従って、これを新たに評価し、……コンツェルン決算書に引継がなければならない。」(宮上一男、W・フレリックス監修『現代ドイツ商法典』1992年172-173ページ)。イギリスおよびドイツの方法が類似しているのは、EC会社法指令に従って定められているためであろう。参照、関西学院大学会計学研究室編『連結会計基準の国際比較』1993年、78ページ以下。

- 3) この立場を主張するものとして、次のものがあげられる。

日本公認会計士協会 監査制度委員会 公開草案第7号「連結財務諸表と個別財務諸表の関係に関する提言」1979年7月16日。ここでは次の意見が表明されている。「もし個別財務諸表の重要項目に連結対象に含まれる親会社と子会社の会計処理基準に不統一があった場合、それを無修正で連結したとすれば、その結果として、作成された連結財務諸表は異質の会計数値の集積となりかねない。従って単一の企業集団の財務情報を適切に表示しているとはいえないとの考え方に立つものです。」
- 4) 財団法人 企業財務制度研究会に、1991年10月28日付で、連結財務情報開示制度研究懇談会が設置され、1年半にわたって研究活動が行われた。その成果は、『連結財務諸表をめぐる論点』として、1993年3月に公表された。その第2章「会計処理の統一」では、本稿でとりあげた問題が取扱われている。同章の最後は次のようにむすばれている。「IASが世界的に関心を集めるなど、財務諸表の比較可能性を高めることが国際的にも重要な課題となっている。こうした流れのなか、わが国においても会計処理統一の問題を検討していく必要がある。その第一歩として、①同一業種・業態における会計処理基準の統一、②選択できる会計処理基準の絞り込み、③連結処理における会計処理の単一化(あるいは限定)を検討すべきで

はないかと考える。」同報告書 126ページ。ここでは個別財務諸表の会計基準および連結会計基準の統一化ならびに選択的方法の幅の縮小が志向さ

れている。

[わかすぎ あきら 横浜国立大学 経営学部教授]